◇在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第四二九号）（外務省）

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成二七年法律第一三号）附則第一項ただし書に規定する規定は、平成二八年一月一日から施行することとした。

◇公文書等の管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第四三〇号）（内閣府本府）

1　個人に係る不開示情報が記録されている特定歴史公文書等について当該情報の本人が利用請求をする場合に本人であることを示す書類のうち、住民基本台帳カードを個人番号カードに置き換えることとした。（第二〇条関係）

2　この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二五年法律第二七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二八年一月一日）から施行することとした。

◇農業改良助長法施行令の一部を改正する政令（政令第四三一号）（農林水産省）

1　普及指導員の任用資格を有する者の範囲の拡大

普及指導員の任用資格を有する者として、次のいずれにも該当する者を追加することとした。

㈠　農産物の加工又は販売の事業その他農業に関連する事業について識見を有する者としての農林水産大臣が定める基準を満たす者

㈡　都道府県知事が、農林水産省令で定める方法により、普及指導員としての事務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認める者（第三条第二号関係）

2　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇児童手当法施行令の一部を改正する政令（政令第四三二号）（内閣府本府）

1　児童手当法施行令（昭和四六年政令第二八一号）第九条において、特例給付を児童手当とみなして適用する法律として住民基本台帳法（昭和四二年法律第八一号）第三〇条の九（別表第一の七一の三の項に係る部分に限る。）を追加等することとした。（第九条関係）

2　この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二五年法律第二八号）附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二八年一月一日）から施行することとした。

◇児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令（政令第四三三号）（厚生労働省）

1　公的年金給付等合算額の計算において、労働者災害補償保険法（昭和二二年法律第五〇号）の規定による障害年金前払一時金又は遺族年金前払一時金の支給を受けている者について、同法の規定による障害年金又は遺族年金が支給されているものとみなすこととした。（第六条の三及び第六条の四関係）

2　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、平成二八年一月一日から施行することとした。

◇個人情報保護委員会事務局組織令（政令第四三四号）（内閣官房）

1　個人情報保護委員会事務局に総務課及び参事官一人を設置し、その所掌事務を定めることとした。（第一条～第三条関係）

2　この政令は、平成二八年一月一日から施行することとした。

政　令

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十二月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百二十七号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　（個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正）

個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項から第三項までの規定中「第五十二条」を「第六十八条」に改める。

第二条　（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「特定個人情報保護委員会」を「特定個人情報の取扱いに関する監督等」に改める。

第二十三条第二号及び第二十五条第二号中「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に改める。

第三十条の次に次の一条を加える。

（研修の実施方法）

第三十条の二　法第二十八条の二の規定による研修の実施は、次に掲げるところによるものとする。

一　研修の計画をあらかじめ策定し、これに沿ったものとすること。

二　研修の内容は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威及び当該脅威による被害の発生又は拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むものとすること。

三　特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の全てに対して、おおむね一年ごとに研修を受けさせるものとすること。

第三十一条中「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に改める。

第六章の章名を次のように改める。

第六章　特定個人情報の取扱いに関する監督等

第三十四条中「第五十三条」を「第三十九条」に改める。

第三十六条中「第五十八条第一項」を「第四十二条第一項」に改める。

第三十七条中「第五十八条第一項」を「第四十二条第一項」に、「第六十条第二項」を「第四十四条第二項」に改める。